

西尾市物品等業者指名基準

物品購入等及び業務委託の指名競争入札に参加する者を指名・選定する場合の基準は、次のとおりとする。

(定義)

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 物品購入 物品の買入れ、製造及び印刷製本に係るものをいう。
 - (2) 物品借入 物品の借入れに係るものをいう。
 - (3) 物品売払 物品の売払いに係るものをいう。
 - (4) 物品購入等 物品購入、物品借入及び物品売払をいう。
 - (5) 業務委託 建設コンサル以外の委託をいう。
 - (6) 業者 物品の製造、販売、買受け及び役務の提供の請負を業として営む者をいう。

(選定の順位)

- 2 物品購入等及び業務委託を指名競争入札に付そうとするときは、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者の中から、市内・準市内業者を中心に選定するものとする。
 - (1) 業者の選定にあたっては、物品購入等・業務委託の内容及び目的に応じて名簿に登録された市内・準市内業者を優先し、5に定める指名業者数表の基準を満たさないときは、競争性の確保等を考慮し市外業者から順次選定する。
 - (2) 物品購入等・業務委託の内容及び目的により特に必要があるときは、前号の規定に関わらず、業者を選定することができる。

(考慮すべき事項)

- 3 業者の選定は、名簿に登録された者の中から、次の各号に掲げる事項に留意して、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し選定しなければならない。
 - (1) 地理的条件
 - ・当該地域での契約実績など、当該地域における業務に精通し業種や業務規模等に応じて、当該業務を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。
 - (2) 技術的適性
 - ・当該業務と同種の業務について、相当の実績があること。

- ・当該業務の履行に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務実績があること。
 - ・発注予定業務の種別に応じ、当該業務の履行に必要な有資格技術職員が確保できること。
- (3) 手持ち業務の状況
- ・手持ち業務の状況から見て、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

(指名をしない業者)

4 業者の選定において、次の各号に該当する者は指名しないものとする。

- (1) 不誠実な行為
- ・西尾市競争入札参加停止措置要綱に基づき、入札参加停止期間中である場合
 - ・業務契約書に基づき業務関係者に関する措置請求に受託者が従わない等の状態が継続しており、業務契約の履行が不誠実である場合
 - ・一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、受託者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合
 - ・警察当局から市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又は、これに順ずるものとして、通達・指導があり、明らかに受託者として不適切であると認められる場合
- (2) 経営状況
- ・手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の実績があり、経営状態が不健全である場合
- (3) 安全管理の状況
- ・安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続しており、明らかに受託者として不適切であると認められる場合
- (4) 労働福祉の状況
- ・賃金不払いに関する労働者からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適切であると認められる場合

(指名業者数表)

5 指名業者は別表に定める「指名業者数表」により、予定価格に相応する業者数を選定するものとする。

別表 指名業者数表（物品購入等）

予 定 価 格		指名業者数
80万円以下		3者以上
80万円を超え	500万円未満	4者以上
500万円以上	1,000万円未満	5者以上
1,000万円以上	3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上		7者以上

指名業者数表（業務委託）

予 定 価 格		指名業者数
50万円以下		3者以上
50万円を超え	500万円未満	4者以上
500万円以上	1,000万円未満	5者以上
1,000万円以上	3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上		7者以上

附 則

この基準は、平成26年4月1日より施行する。